

平成29年第5回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年5月8日（月）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

7番 井上 清晴

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第27号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第28号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第29号 事業計画変更承認申請について（4条許可後）
第30号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第31号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第32号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第13号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第14号 農地の形状変更届について
第15号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） それでは皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めます。

本日は、委員総数38名のうち、7番、井上委員から御欠席の届け出があつており、37名の出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第5回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。いよいよ農繁期に突入という形になってまいりました。苗代準備とか、ハウスなんかでは、早いところでは、もうイチゴなども切り上げるというような段階にきておるようでございます。これから、ますます農繁期で忙しくなると思いますけれども、まず健康に留意されて、頑張っていたきたいと思います。

今日はですね、ちょっと議事に入ります前に、皆さんにお礼を申し上げたいと思ひまして、まず一発目はですね、情報活動で県のほうから表彰をいただきました。その後ですね、全国情報会議という東京のほうでありまして、御招待をいただきましたので、4月12、13と東京の方へ行ってまいりました。それで、そこでもまた、情報部門ということで全国表彰をいただきまして、これも全て皆さんの協力のおかげで、こういった表彰をいただくことができました。本当にありがとうございました。

それから、これも全て皆さんの努力のたまものでございますけれども、玉名市が農業者年金受給の28年度の加入率ですね、これで全国玉名市が日本一ということになりました。非常に名誉なことでございます。これは、なかなか簡単にできるような問題じゃありませんので、これは全て皆さんの努力のたまものでございます。本当に心から喜びたいとも思ひますし、皆さんの努力のたまものでございます。これからも引き続き、お互いがお互いのために農業者の将来のためには、若いうちは、とにかくやっぱり払い込みはせないかんもんですから、その辺は大変頑張ってもらわないといけない事業ではありますけれども、そういうふうで、全国で玉名市が1番ということでございます。

特にですね、横島地区は非常に加入率がようございまして、全体で通しましてですね、28年度、玉名市が36名加入で日本一ということでございます。本当にあ

りがとうございました。これからも引き続き、こういった皆さんと共に努力を重ねてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

本日は、議第27号より議第32号までの93件と、報告第13号より15号までの38件が提案されております。慎重なる御審議方よろしく願いを申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、10番の竹下委員と11番の浦谷委員をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。議第27号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） では、総会議案1ページをお願いいたします。

議第27号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。兵庫県明石市と河崎の申請人で、申請物件が河崎の田978㎡を労力不足と小作地取得による売買です。

2番、同じく兵庫県明石市と河崎の申請人で申請物件が河崎の田2,038㎡外4筆、計2,588㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

3番、熊本市北区と小浜の申請人で、申請物件が小浜の田1,696㎡を贈与するものです。

4番、福岡県糟屋郡、埼玉県川越市、神奈川県横浜市と大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田2,972㎡を相手方の要望と小作地取得による売買です。

5番、福岡市中央区と伊倉北方の申請人で、申請物件が青野の畑3,090㎡を相手方の要望と小作地取得による売買です。

6番、福岡市中央区と寺田の申請人で、申請物件が青野の田292㎡外6筆、計7,990㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

7番、東京都青梅市と山部田の申請人で、申請物件が両迫間の田383㎡外1筆、計585㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

3 ページをお願いいたします。

8 番、両迫間と山部田の申請人で、申請物件が両迫間の田 6 1 9 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

9 番、横島町の申請人で、申請物件が横島町横島の田 1, 2 9 4 m²外 1 筆、計 1, 6 8 0 m²を親戚へ贈与するものです。

1 0 番、天水町の申請人で、申請物件が天水町小天の田 2, 4 8 4 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

1 1 番、宇土市と天水町の申請人で、申請物件が山田の田 4 8 0 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

以上 1 1 件、合計 2 5, 1 6 2 m²につきまして、農地法第 3 条第 2 項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号 1 番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1 番、2 番、続けてお願いいたします。

○3 番（清田順次君） 3 番、清田です。譲渡人は兵庫県の在住というふうなことで、申請理由ということは労力不足ということでございます。1 番の譲受人は、小作地の取得というふうなことでございます。

2 番のほうは、先月の議の第 2 1 号の 1 番で、賃借権の設定があった物件というふうなことでございます。それを息子さんが譲り受けるというふうなことでございますので、何ら問題ございません。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3 番、どうぞ。

○6 番（横手良弘君） 6 番の横手です。3 番の案件について、説明したいと思います。

3 番の案件は、以前から譲渡人が売買での相手先を探しておられましたが、なかなか売買の相手先が見つからないということで、この田んぼの両をはさんだように譲受人の方が土地を持っていらっしゃるしまして、譲受人の方は、熱心に農業をされている方でございますので、その方にも最終的に贈与という形になっております。何ら問題ないものと思います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4 番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。4番の件で説明します。

4番は、小作地の取得で、下限面積も達していますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、5番どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。5番について説明します。

譲渡人は、福岡の方で、譲受人が伊倉の人です。今、小作しておられるところで、相手方が売るということのでございましたので、小作地を取得するというので、下限面積も達しておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、6番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。6番の案件もですね、譲受人は5番と一緒に福岡の人です。

相手方の要望と経営拡張ということで、これも何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番、8番、続けてお願いいたします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。7番、8番について説明をします。

理由としては、労力不足、それから経営拡張ということで、申請があがってきています。場所的には、新玉名駅の南側の農地ということで、計画としては、取得は米を作られるということのようです。下限面積、それから全部効率利用状況、農作業常時従事については、農地法の第3条第2項、各号の不許可の要件に該当してないと思いますので、申請的にはいいのかなと思っています。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。9番の案件について説明します。

譲受人と譲受人は親戚でありまして、高齢により親戚へ贈与ということで、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。10番の案件について説明します。

譲受人はハウスもされており、労力不足になっております。譲受人は経営拡張ということで、特に問題はなく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、11番、どうぞ。

○38番（村端一弘君） 38番、村端です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題ないと思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から11番まで担当委員さんの説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本ですが、ちょっと事務局に、勉強不足でわかりませんので、贈与の親戚へ贈与とか他人に贈与ということでありますけど、税金は、これはどがんなつとですか、教えてください。所得税とか取得税とか、いろいろあるじゃないですか。片一方は財産が増える、片一方は贈与だったら無償だから0円ですよ。

○係長（西山美和君） 税金のことは、税務署のほうに。

○18番（取本一則君） 農業委員会の事務局は、農地法の税制とか全部頭の中に入っておられると思ったので、ちょっと質問しました。税制の面では全部入っているとおもいますので。

○係長（西山美和君） 来月調べてから、また。

○18番（取本一則君） いや、普通だったら売買の場合だったら所得税が入ったり、お金が入ったら所得税が入ったり、土地を取得したら不動産取得税がかかったりするじゃないですか。贈与の場合は、片一方にあげるんだから、金はゼロ円だから入ってこないから、所得税はゼロ円ですかね。片一方は、土地をもらいなはるけん、不動産取得税は払いよらなんとでしょう。そうすると、親戚の方に贈与があるけど、この3番の人なんかは、他人に1反7畝あつとですよ。贈与、私も近所の人聞きなはったら、よか方法があるなら、こがんとば教えてやらなんと思つてです、税金もかからんてばいたて、こがんしなつて。

やっぱり、ごがんやつて出てくるけんです、よか方法があれば思つて、ちょっと聞きました。以上です。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。たしかに、贈与は当然無償で所有権を譲渡するということですので、いわゆる贈与税とか、そのあたりがかかってくる場合があるかと思つてます。実は、ただその贈与税というのが、不動産の価格が確か一定以上の、もうちょっと言うなら、かなりの価格で評価額でないとかからなかったのか、その数字をちょっと記憶してありませんが。

○18番（取本一則君） はい、18番。贈与税は、生前贈与とか一括生前贈与か何かしとると、10年か何十年かすると、なくなつてからあれしたつちや、かからん時

があるじゃないですか、1円も。この場合だったら、単品でやりなはるけんですね、ここらあたり1反7畝あつとに、小浜辺りだったら、結構1反7畝でも評価額としたら、結構田んぼあるよね、結構ね。だから、そこらあたり、どがんかなと思って、よかです。急きょ聞いてすみませんでした。税務署に聞きます。税務署に行ったほうが早かったですか。

○係長（西山美和君） はい、いちばん早いと思います。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。今、取本委員がおっしゃったように、確かに大事なところは、生前一括贈与という制度は別にございますが、この案件は二つとも、確かに短編の贈与といたしますか、1個限りの贈与だと思います。生前一括贈与の制度は適用されないのでは。

○18番（取本一則君） もう、これで聞きません。こがんとはですよ、所有権移転登記するじゃないですか、そうすると法務局でしますよね、ここの許可書を付けて、そうすると、税務署のほうにはわからんとですか。税務署がおかしかねと思いはせんとですか、こがんとは。

○議長（永田知博君） 贈与分はですよ、結局耕作地が増えるけん、その分に対しての課税はあると思いますよ。

○18番（取本一則君） もう1回、ちょっと。

○議長（永田知博君） 贈与で受けたほうの方はですよ。

○18番（取本一則君） 18番、取本ですが、私が以前仕事しよった時ですね、こういうのを所有権移転を市のほうでかっていろいろしたらですね、税務署と法務局つながりつつですよ。税務署から呼び出しくろうてですね、おおごったことがあつとですよ。「ちょっと出てきてくれんですか」て、「何でそういう税金のかからんごたることしとんなはつとですか」というごたつとば、言われたこつとあつとですよ。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。法務局で受け付けた所有権移転登記、売買とか贈与とか所有権移転の登記は、おそらく、それが税務署に全部情報が入っているのではないかと思います。

○18番（取本一則君） 情報いきよつとだろ。

○事務局長（村上洋治君） はい。

○18番（取本一則君） こがんとこそ、何か言いなはらんとかなと思つたつですよ。100㎡ぐらいの道のちょっとあるけん、あたにやるばいたとかいう話ならね、あればってん、1反の話だったけん、ちょっと、あつとあつと、まあよかです。

○議長（永田知博君） それから、今3番目の、これは小浜の件ですけれども、贈与って書いてあるですたいね、この件についてはですよ、お骨折りいただきました鶴田

さんに、今までの事情で、もうこれはもう、どうしようもないもんだから、この受け手の方が、ならもうしょうがないけんということで受けて、荒れ地を原状に戻すという形で受けられたそうです。いきさつは、ちょっと鶴田さんに説明してもらいます。

○2番（鶴田克士君） 説明するあれはないとですけどね、もう何十年で、ここ荒れて、木がおわって、道もほどよくないし、耕作2反弱ありますけど、ほかの人に耕作してくれんですかと言っても、もういいということで尻込みして、譲渡人に、おたくどっか隣なら、ちょっと買ってもらえんですかと言うたところが、俺は要らなくて、それで浮いてしもうて、今の所有者が、そこをもらわれたという、活用されて私も熊本で田んかにはぜんぜん興味がないということで、そういう感じです。税金も納めんでよかごつというこつで手放しなったということです。よか土地ならば、さっきから言いはなること、ただならばということでしたが、どっちかという困ったんなはる土地やったつですよ。

○18番（取本一則君） はい、それを聞いたけん、わかりました。現状評価がゼロのごたつとですよ、わかりました。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問ないようでございますので、採決に移ります。議第27号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から11番までは、原案どおり可決することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

異議がないものと認め、議第27号、1番から11番については、許可することに決定しました。

次に、議第28号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案4ページをお願いいたします。

議第28号、農地の使用貸借権設定許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について、許可するものとする。平成29年5月8日、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、伊倉北方と福岡県大牟田市の申請人で、申請物件が伊倉南方の田1,477㎡を農業者年金受給のため、平成29年5月8日から10年間契約するものです。2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町横島の田4,364㎡を農業者年金受給のため、平成29年5月8日から10年間契約するものです。

以上2件、合計5,841㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。1番どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。11番の案件について説明します。

使用、貸人と借受人は、親子関係でありまして、息子さんは福岡に住まっておりますが、大牟田市で通って農作業もできる範囲内でおられますので、そして農業者年金受給のためにということでございます。

また、下限面積につきましても、前に貸しておられます面積等もありまして、その面積も広うございますので、受給のためのものということで、許可相当と思えます。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○28番（宇佐勝則君） 28番、宇佐です。28番の件について説明します。

使用、貸借人は、親子で農業者年金受給です。再設定です。何の問題ないと思ひ、許可相当と思ひます。終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

議第28号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第28号については、許可することに決定しました。

次に、議第29号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 5ページをお願いいたします。

議第29号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。

農地法第4条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について、意見決定するものとする。平成29年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。申請物件が山田の畑404㎡で、個人住宅の事業として、平成28年12月5日付けで許可を出しておりましたが、その後、建物の配置を変えて駐車スペースを確保するため、今回の申請に至ったもので、次の議第30号1番と関連がございます。

以上、1件、404㎡を御提案しております。

去る5月1日に地元委員さん同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。1番どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について説明します。

昨年12月5日の総会で許可されたものですが、駐車スペースを十分に確保したいという申請ですが、場所は築山小学校の裏側で玉名バイパスですね、208の横です。以前計画していた部分を79㎡拡張することによって、家を後ろに下げ、子どもの遊び場と駐車場を区別するということでの申請です。建物は木造平屋建てで、上下水は公共上下水道を利用し、雨水は道路横の側溝へ放流ということで、今までは祖母の土地で、できるだけ影響が少ないようにすることで、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

担当委員さんの説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番、斎藤です。去年の12月5日に個人住宅を建てるということで許可をもらっているのに配置を変えるということで再申請ということになっているわけですね。もう一回許可しているから個人住宅の件ですね、こういうふうに建物の配置を変えるということで再申請する必要があるのかなと不思議に思ったんですが、その点どうでしょうか。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。今回は駐車スペースを拡張ということで、次の6ページの議第30号の1番にも出ておりますが、去年許可を取っていたのが山田の503の3の404㎡で、今回議第30号の1番にありますように、合わせてちょうど拡張部分、拡張しますので、この503の4のほうの2筆を改めて5条許可申請をしてあるところです。そもそも一番面積の物件が今回増えており

ますので、一応事業計画変更と次の5条許可、二つの申請が必要になっております。

○20番（斎藤潔公君） はい、わかりました。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第29号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第29号は、承認することに決定しました。

次に、議第30号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案6ページをお願いいたします。

議第30号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものとする。平成29年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の畑404㎡外1筆、計483㎡で、転用目的は個人住宅です。先ほどの議第29号、事業計画変更承認申請の件です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が三ッ川の畑917㎡外1筆、計2,488㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が横島町横島の田215㎡で、転用目的は農業用倉庫及び駐車場です。農地区分は、おおむね1ヘクタール以上の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可とすべきところですが、農業用施設の用に供する場合、例外的に許可可能となっております。

以上、3件、合計3,186㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る5月1日に地元委員さん同道の上、現地調査も行っております。よろしく御

審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。
1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。先ほど議第29号、1番で説明したように、
同じですので、問題なく許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。2番議案について説明します。当地域は
第2種農地指定内の畑2筆、約2反半に太陽光発電施設、パネル324枚、容量8
7.48キロワットの能力を有する設備を設置するものであります。

一帯は後継者不足の影響か、荒れ地も目立つ地域のようにあります。申請者にお
かれても、跡継ぎ不足ということでの、今回太陽光設置に至った旨を話しておられ
ました。すぐそばにも太陽光を設置しておられる方もあるようです。隣接農道には、
側溝は未整備であり、雨水は自然浸透になります。また、隣接には民家も存在せず、
別に問題はないものと判断するところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○27番（寺井廣喜君） 27番、寺井です。3番の案件について説明いたします。

転用目的は、農業用倉庫と駐車場です。申請地は八番開のお宮の東側で、住居に
隣接した土地です。農業用倉庫ですので、生活排水は発生いたしません。雨水につ
いては、自然浸透としまして、処理しきれない分につきましては、南側の水路に放
流いたします。東側と南側にブロックを積みまして、土砂の流出を防止そうです。
周辺の営農条件にも支障を生じるおそれはないものと認められます。以上で、許可
相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。
(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第30号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当
と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第30号については、許可相当と意見決定することに

決定しました。

次に、議第31号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 7ページをお願いいたします。

議第31号、農地の転用許可申請について、農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものとする。平成29年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。申請物件が立願寺の畑1,368㎡で、転用目的は小規模多機能型居宅介護施設です。宿泊室・交流室等を備えた木造2階建ての施設です。農地地区は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑400㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が山田の田67㎡外1筆、計230㎡で転用目的は個人住宅です。農地区分は上下水管が埋設され、教育・医療機関が、おおむね500m以内に二つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が大浜町の田539㎡で、転用目的は農家住宅及び倉庫です。農地区分は、おおむね1ヘクタール以上の1段の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可とすべきところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

5番、申請物件が伊倉北方の田423㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の第1段の農地で、第1種農地と判断しております。先ほどの4番と同じく、原則不許可とすべきところですが、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能とするものです。

6番、申請物件が伊倉北方の畑574㎡で、転用目的は資材置場です。足場材とか、砂とか箱を置く資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

9ページをお願いいたします。

7番、申請物件が田崎の畑225㎡外1筆、計1,240㎡で、転用目的は太陽光発電施設及び駐車場です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しており

ます。

8番、申請物件が大倉の畑1,588㎡外1筆、計2,086㎡で転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断をしております。

9番、先ほどの8番のすぐ隣の物件ですが、申請物件が大倉の畑560㎡外1筆計1,927㎡で転用目的は、同じく太陽光発電施設です。農地区分も同じく、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が向津留の田920㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が向津留の田1,968㎡で転用目的は、同じく太陽光発電施設です。先ほどの10番と、これも隣接しますが、農地区分は10番と同じく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

12番、申請物件が玉名の畑300㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

13番、申請物件が岱明町野口の田347㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町古閑の畑1,423㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の1段の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可とすべきところですが、これは既存の施設の面積の2分の1までの拡張ということで、例外的に許可可能とするものです。

以上14件、合計13,745㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと認め、御提案しております。

去る5月1日に地元委員さん同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から14番まで説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。申請地は、玉名温泉八芳園の南側で、温泉北入りロバス停のすぐそばです。転用目的は、小規

模多機能型介護施設で木造一部2階建てで、デイホームと宿泊用を9室備えた、ほかは二十数台の駐車場にするそうです。申請地は道路よりも3.5mほど高いため、東側に幅5mほどの勾配17%の進入路を新設して、ブロックを設けて土砂流出を防止するという事です。北側は宅地、西側に農地がありますが、コンクリート擁壁を設けます。給排水、汚水とも公共の上下水道、雨水は進入路近くの側溝に流出することで、問題なく許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、3番、続けてお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。譲受人はアパート住まいで、個人住宅をとの思いの申請で、場所は糠峯団地西側で、築山小学校より北側へ約400mぐらいの所です。建物は木造平屋建てで、給水は公共上水道、生活雑排水、汚水は、公共下水道へ接続、雨水は雨水枡を設けて道路側溝へ放流、北側と東側は道路で、南と西側が個人住宅ということで、周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、3番です。譲受人はアパート住まいで、個人住宅をとの思いで申請です。場所は、築山小学校の北東100mぐらいの所です。東と西側が市道で、南側は河川で北側は農地です。境はブロックで囲んで土砂の流出を防ぐ、建物は木造の平屋建てです。給水は公共上水道を利用し、生活雑排水と汚水は、公共下水道へ接続、雨水は雨水枡を設置して川へ放流ということで、北側の農地では譲渡人の所有地で本人も認めているということで、現地調査の結果許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番の松本です。4番の案件について説明いたします。

申請人と借受人は、親子関係でありまして、申請地は申請者の息子さんの親のすぐ近隣地でもあり、住宅地である中で、先ほど説明がありましたけれども、第1種農地でありますけれども、そういうことで許可が下りるということは、今からの審議に委ねられるところでございます。この借受人が二人ということですが、これは夫婦でありまして、この頃、子どもさんも生まれるということで聞いております。この際、旦那さんのほうが農業法人のほうにずっと勤められておりまして、この頃新規就農の制度を利用して農業に取り組みたいということで、申請されておられるところでございます。その際、今度、子どもさんも生まれるということで、両親のそばで、心やさしい成長を願うために申請地に移住、並びに農業倉庫を建てるということで計画されております。

それで、建物としましては、住宅が木造2階建てということで、1階、2階合わせて122㎡の家屋でございます。それに、どうしても新規就農ということで、農業倉庫が絶対要るとということで、軽量鉄骨トタン葺き平屋建ての105㎡を建てたいということで申請をされております。

家屋の雨水については、4方向に雨水浸透枿を設け、これに一応集水させて、その上、雨水を近くに排水路がございまして、それに流出されるというものでございます。敷地は敷き砂利になって、雨水は自然浸透を図り、地下水の供給を図ると、生活雑排水については、敷地内に合併浄化槽を設置し、浄化处理の上、隣接する排水路に流入させるという計画でございます。なにぶん農業法人に長らく勤めておられて、今度自分でも子どもが産まれるということで、農業にまともに向かっているという、新規就農ということで我々も期待しているところでございますので、どうか皆さんの御支援を切にお願いしまして、私としましては、何ら問題ないと思っておりますので、どうか御審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

志水さんお待たせしました。5番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。5番の案件について御説明申し上げます。申請人は現在借家住まいということで、個人住宅を建てるとい、ここに書いてありますように、第1種農地ではございますけれども、地域外ということで、玉名平野の許可も外れておりまして、近隣に民家もございますし、場所的には問題ないかと思えます。

それと給水は、直にボーリングを掘って給水するというので、排水は合併浄化槽で、既存の排水口に流すということで、2階建てでございますけれども、何ら問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。6番の案件について、説明いたします。

申請人は、事務所のすぐ裏の畑ということになります。そこもここ数十年放棄されて畑が山林状態で、誰も作るというような形ではなかったため、譲渡人のほうからの相談を受けまして、資材置場を設置するというので、申請をいたしておられます。なにしろ境界がどこかわからない状況でございましたので、他人の敷地をちょっと利用させていただいて、土砂をまず、畑を元どおりに戻しておられました。そして、その畑の隣に一本松団地から流れ出る排水路がありまして、その排水路と事務所が挟まっておりますので、そこに橋を架けて資材を置く形にしたいということでございました。資材は土砂、砂等がございますので、その排水路に土砂が流れ

込まないように、1トンプロックをずっと並べて砂防するそうでございます。今、土地を借りて土砂を搬入されている所は、橋を架けた後、またすぐ戻されるそうでございますので、また雨水については、自然排水でございますので、何ら問題ないと思われます。どうか皆様方の御審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番から11番まで、続けてお願いいたします。7番からどうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。これも続けて読みます。みんな遊休農地みたいな農地だけなんですよね、地元委員と職員さんと現地調査をしましたけれども、近隣に民家もなく、何らここは問題ないと思う、日当たりもよかけんですね、太陽光発電施設の場所だといわんばかりの土地です。何ら問題ないと思います。許可相当です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

今7番から11番までですね、はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番、下川です。12番について説明します。

譲受人は、アパート住まいで、この場所に子どもが成長しているので、子どもたちに個人住宅を持たせたいという理由です。場所は、玉陵中学校の北側にありまして、第2種農地と判断をしています。給水は市の上水道、それから排水は市の下水道へ接続ということです。雨水の浸透枴を設けて側溝へ放流という計画になります。それから、被害防除については、北側は土留めのブロックが、もう既ににありまして、その点については、土留め対策を図るという計画になっています。現地調査の結果、申請は問題ないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。13番の説明をいたします。

譲渡人は、玉名市の地域の方で、譲受人は寺田の会社員の方です。場所は専大玉名高校の南側になり、岱明町野口の下河原の分譲住宅地の一角です。近くには病院やストアー、コンビニなどがあり、住環境に最もふさわしい所だと思い申請されたそうです。転用面積は347㎡、建築面積は102.68㎡の平屋建てだそうです。もちろん上下水道も完備されておりますので、両方ともそちらに流すとのことでした。また、雨水については、ため枴を設けて側溝に流すとのことでした。

また、隣接地や道路の境にはブロック塀を設けて、土砂などが流出しないように注意して工事をするとのことでしたので、問題はなく許可相当と思いました。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、14番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番、斎藤。14番の案件について説明します。

太陽光発電施設をつくるということで、譲受人が現在働いている太陽光発電施設のすぐ隣を譲り受けて、また新たに太陽光発電を増やすという案件です。この申請書によりますと、「雨水は水はけが大変いいので自然排水にします」というふうに書いてあります。ところが現在できているところの太陽光発電を見てみますと、周りの所にずっと雨水が流れ去っていきまして、南側には住宅、北側にはちょっと1mぐらい下がりがまして畑がありますし、被害が及んでいます。それで、このままではちょっと許可できないというような状況です。それで現地調査をしました時に、その点を言いましたところ、U字溝などの側溝を入れて水を西側の市道の側溝に流すというような計画書をまた新たに提出するということでした。そういうことであればですね、許可もできるんじゃないかと思われれます。新たな計画書が出たかどうか、その点は事務局のほうにちょっとお伺いしないとわかりませんので、事務局のほう、よろしくをお願いします。

○主事（笠原大志郎君） 書類自体は、まだ提出はされておられません。電話で委託されている司法書士さんとお話したところ、もちろん入れる方向で動かさせていただいていると、ただ事務処理の問題と、あと費用面の計算と、まだ少し時間がかかるというので、提出は必ずしますけれども、いますぐは、ちょっとまだ難しいというふうには言われています。

○20番（斎藤潔公君） いつも思うのですが、安易にこれを認めて太陽光発電あたりを認めていきますと、電話の口約束あたりでですね、しますからということで許可しますと、向こうはなめてきますので、作らなくても、どうせ農業委員会は調べに来ないからということでですね、なめられてしまいます。そこで、こっちもですね、やっぱり厳しくあたるべきだと思います。ちゃんと作るかどうかを、書類を出させて、そして許可証を出すなりすべきであると思います。それが出た時点で私は許可してもいいんじゃないかと思えます。

○議長（永田知博君） ただいま14番について斎藤委員の説明がありましたけれども、改善策を施した上で許可をするということで、この案件は一応保留という形にしますか。

(はいの声)

○議長（永田知博君） それでよろしいですか。

(はいの声)

○議長（永田知博君） それでは、14番については、保留ということで事務局のほう、

よろしく願いしておきます。

○3番（清田順次君） 不許可か、許可相当かのどちらかの判断をせにやならんとですよ。

○議長（永田知博君） 改善するということ。

○3番（清田順次君） だけん不許可でしょう。許可ばせんでしょう。

○議長（永田知博君） 今のところはね。

○3番（清田順次君） 保留じゃなかつたたい。不許可でしょう。

○議長（永田知博君） 改善策を講じるということと言われとつとでしょう。

○20番（斎藤潔公君） はい、改善策を講じないで現状のまま、今までの既存の施設のようにされると被害が及ぶことは目に見えてるんです。だから、許可できない、そのままではですね。この出された申請書では許可できないと。だから、現地調査の時に「びしゃっとしてください」と言ったら、「はいわかりました。そこはまた計画をし直して計画書を出します」ということでしたから、「それならいいですよ」と言うたんです。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。許可か不許可しかないとおっしゃるから不許可でしょうと。不許可ですたいね。保留じゃなかですよ。

○20番（斎藤潔公君） だから、申請書のとおりであれば、これは不許可に値すると。

○議長（永田知博君） それでは、そういうふうに対応よろしいですか。そうじゃないと、今御意見が出たように、今のこの状態では認められないということ。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。確かに清田委員がおっしゃるとおり、この総会の中では、許可か不許可の基本的に保留というのはあり得ないと思います。ただ、今回がこういった、私も現地調査同行したんですけれども、確かに、そういったそのためのまさに排水とかを現場で見るための現地調査なんですけど、当然口頭では委員からも厳重な指導がありました。それならば、当然排水計画を見直して、それを書面に表して提出しますという約束は今のところしている状態なんです。ただ、その書類がちょっとまだ今日の時点では出ていないという状況です。今日この場で、例えば、許可か不許可、不許可という処分をしてみますと、どうでしょうかね、再度5条申請を全部書類一式、また最初から出すということにはなりません。

○17番（高根政明君） 許可申請書を出し直しなさいということだろ、今、二人の委員さんが言われるのは。

変更じゃなくてして、新しく、何ていうの、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を出し直しなさいということでしょう。その中にいろいろ書いてあるわけだから。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。申請書類は配置図とか、いろいろ事

業計画書とかも、字図とかいっぱいあるんですけども、その中で非常に大事な周辺農地への被害防除ということで、それを排水計画図に少なくとも示して被害を及ぼさないようにする文書、つまり、私は現地調査の時は、こういう言い方は変ですけども、排水計画図の差し替えといたしますか、新しいのを作って出してもらおうというふうに、ちょっと判断はしておったんですが。

○20番（斎藤潔公君） それでいいと思います。それが出た段階で許可してもいいと思います。

○3番（清田順次君） この総会では、現実に出てないというふうなことだったら、不許可だから再申請を出すべきな話じゃないんですかと、そういうことでしょうか。

○議長（永田知博君） 既存の施設で、そういう今現在被害を投じておるわけですね、それに伴って増設をした場合、その改善策が見られるならば、このままでは許可できませんよということで、それで改善策をびしっと施した上で、再度申請してくださいということで、その指導でいいんじゃないですかね。それでどうですか。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。ということであれば、いわば保留という形に。

○3番（清田順次君） 保留はなかっでしょうと。許可ですたい。

○17番（高根政明君） 局長、ちょっと、17番の高根ですが。さっき言うた許可申請書な、農地法第4条第1項の規定による農地・・・許可申請書の中に、事業計画書というのものもあるわけでしょう、一体でしょう、それは。事業計画書の中で、その排水計画あたりは旧排水計画あたりも書くようになってますので、その辺を改めて書き直して、再度申請ということですか。

○議長（永田知博君） 地元の委員さんが、これは許可するべきではないといことを発言されておるわけですが、結局改善策を施した上で申請してもらえばオッケーですよということで指導してもらえればそれでいいわけですよ。そうでないと、許可はできないということですよ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。今ちょっと話を聞いていた中で、被害が出ている部分は、太陽光発電をつくられた後の結果で被害を被っているということだから、この施設をつくる時の条件には、もちろん入れても、今の被害をどうするかということは、前の太陽光発電の被害の施設も加わってくるんじゃないかなと思いますけど。以上です。

○20番（斎藤潔公君） 現在稼動している太陽光発電施設の中を通していかないと、市道の排水の所にまでは流せないわけですよ、ちょっと先のほうにあるわけですね。同じ業者が経営するわけです。だから、そこをする時に、現在働いているところも一緒に通してU字溝なんかをいけて、まとめて水を市道のほうに流していったらい

いんじゃないかなと、私は考えているわけです。

○議長（永田知博君） はい、それでは、斎藤委員の説明のとおり、今の時点での許可は出せないということで、改善の方法とか、そういうのを全部事務局のほうで指導していただいて、その改善策を講じた上で、さらに申請をしてくれということをお願い添えておきます。

それじゃあ、それでよろしいですか。

○14番（下川安君） それは次回また出てくるんですかね。次回の総会の時に、それをまた……。

○議長（永田知博君） 結局改善策を講じんことには話にならんけんですね。それをした上で再度申請をしていただくという形を指導してください。お願いします。それでよろしいですか。

（はいの声）

○議長（永田知博君） それでは、1番から13番まで御意見、御質問もほかにはないようでございますので、採決に入りたいと思いますけれども、今申し上げましたとおり、14番は今回は否決ということで、1番から13番まで議第31号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から13番まで、異議がないものと認め、議第31号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第32号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案11ページをお願いいたします。

議第32号、農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の12ページから13ページの総括表及び14ページから20ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が7件、41,367㎡、利用権設定が55件、238,939㎡、合計62件、280,306㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。何か皆様より御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 異議がないものと認め、採決に移ります。議第32号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第32号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

3. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第13、14、15号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案21ページをお願いいたします。

報告第13号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成29年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は、21ページから28ページまでの29件、107,452㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、議案29ページをお願いいたします。

報告第14号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回7件、5,446㎡の届出を受理しております。

最後に、議案31ページをお願いいたします。

報告第15号、許可不要転用届訂正。許可不要転用届について、下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成29年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件、297㎡の届出を受理しております。以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告第13、14、15号について、事務局より説明がありました。

皆様より何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

○17番（高根政明君） 17番、高根ですが、29ページ、報告第14号の2番なんですけれども、毎回農業委員会だよりには、農地の埋め立て、形状変更をするとき

は届出が必要ですよということが毎掲載しているわけですがけれども、これは盛り土がなしと、届出理由としては野菜畑として利用するという事なんですけれども、決してへりくつじゃありませんので御理解をいただきたいと思いますが、これあたりも形状変更になるものかなと、ちょっと思ったもんですから。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。正直申し上げまして、まさに今委員がおっしゃったこと自体、私はちょっと先月からここに異動してまいりまして、ちょっと事務局内でも議論しておりました。本来、おっしゃるとおりです。農地の形状変更ということですから、盛り土掘削、掘削というのはあまりないと思いますが、あくまでも盛り土した場合、隣接農地への、それこそ流出がないようにするとか、あるいは農地転用とぴしっと区別をすると、あくまでも農地として利用するということが本来の趣旨です。ただ今回も、あくまでも今まで田であったものを畑として今回利用されるということで、そういう申し出が事務局のほうにもあっております。一応、今回も農地形状変更届出のくくりの中に一応入れて、こういう届出がすすんであったものですから入れさせていただきました。

○17番（高根政明君） わかりました。

○議長（永田知博君） 高根委員、よろしいですか。

○17番（高根政明君） はい。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ほかには何かありませんでしょうか。

-----○-----

4. その他

○議長（永田知博君） それでは、その他に移りますけれども、その他、何かありませんか。

○3番（清田順次君） 先だって、5月1日に現地調査に行ったわけなんです。それで、たまたま福岡県の方が、測量の方かなんかお見えだったんですよ。それで福岡県は非常に厳しいですよ、無断転用等があったときには、原状回復をさせるというふうなお話がありました。なんで熊本県は、こぎゃんあまかっだろうかと、福岡県とこぎゃん違うとだろうかなと思うてから、1回ちょっと、その辺のところば調べてもらってよかですかね。こぎゃん違うとだろうかと。その方がおっしゃるには、非常に厳しいと、無断転用等をしとったら即原状回復だというふうなことでお話をされたからですね。簡単にはいかんとですよ、熊本県は蒲島先生があまかっじやなかろうかと思うてですね、ちょっとお聞きしたもんだから、何か・・・というか、そういうふうなのが、条例とかいろんな御案内はあるかと思いますが、ちょっとお願いいたしたいと思います。以上です。

○議長（永田知博君） 清田委員のほうから玉名市の農業委員会あたりの無断転用等についての対応の仕方が、よそと比べて非常に甘いんじゃないかというような御指摘をいただきました。何年か前にもですね、そういった御質問に対して他町村の御意見などを聞いてお返事をしたことがありますので、局長のほうに今お願いをいたしました。他の何箇所かに質問状を出してですね、回答をいただいて、それを皆さんと検討したことが前もありますので、そのように今お願いしたところですけども、よろしいですか。

○3番（清田順次君） 福岡県と相違があると、福岡県からお見えになった方はおっしゃったんです。熊本県全体が甘かということです。

○議長（永田知博君） 熊本県全体。

○3番（清田順次君） と私は思うとですいたい。だけん、蒲島さんの話ば、せんでよか話をしたったい。

○議長（永田知博君） ならよそに聞いてもらえば。

○3番（清田順次君） 福岡県との相違があるということです。

○17番（高根政明君） 会長よかですか。何年か前にですね、甘かばかりじゃなかと思うとですよ、玉名市も。石貫の方でですね、資材置場してあったですよ、埋め立ててね、無断転用で。そこは全部掘り返えさせよっですね、原状回復させられたという例もあります。

○5番（赤松繁之君） 聞いたんですけど、県知事命令で、そのように原状回復せという話で話したっですよ。県知事がそれだけの・・・という感じだから、熊本県は、まだやさしかっじゃなかるうかって。

○議長（永田知博君） 熊本県は、そういうふうには原状回復に、戻させていいということでもんね、実際は。

（雑談）

○議長（永田知博君） それでは、なるべく御意見に添うような対応をお願いしておきます。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、長時間にわたりまして、慎重な御審議ありがとうございました。本日予定しておりました議案全て終了いたします。

これをもちまして、本日の農業委員総会を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後15時25分



以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年5月8日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 浦谷 幸司

農 業 委 員 竹下 宏介